

防火対象物一覧表

(棟数別、延べ面積 150 m²以上) (5. 4. 1)

用 途 別		町 別		計	
		大口町	扶桑町		
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		2	2
	ロ	公会堂・集会場	25	24	49
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類			
	ロ	遊戯場・ダンスホール	1	1	2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等			
	ニ	カラオケボックス等			
3	イ	待合・料理店の類			
	ロ	飲食店	21	31	52
4		百貨店・マーケット等	35	53	88
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1		1
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	242	396	638
6	イ	病院・診療所・助産所	14	25	39
	ロ	老人福祉施設等	9	12	21
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	17	16	33
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	1	3
7		小・中・高等学校・各種学校	17	29	46
8		図書館・美術館・博物館等	2	1	3
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場			
	ロ	(イ)以外の公衆浴場			
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場		1	1
11		神社・寺院・教会の類	10	19	29
12	イ	工場・作業場	273	208	481
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13	イ	自動車車庫・駐車場	11	3	14
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
14		倉庫	193	90	283
15		前各項に該当しない事業場	95	97	192
16	イ	特定複合用途防火対象物	47	110	157
	ロ	一般複合用途防火対象物	36	54	90
合		計	1,051	1,173	2,224

用途別建築同意件数

用途別		町 別	大 口 町				扶 桑 町			
			新築	増築	その他	計	新築	増築	その他	計
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場								
	ロ	公会堂・集会場		1		1				
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類								
	ロ	遊戯場・ダンスホール								
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等								
3	イ	待合・料理店の類								
	ロ	飲食店					4	1		5
4		百貨店・マーケット等	1	1		2	2			2
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所								
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1			1	6			6
6	イ	病院・診療所・助産所	1			1	1			1
	ロ	老人福祉施設等					1			1
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等					2			2
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校								
7		小・中・高等学校・各種学校		1		1				
8		図書館・美術館・博物館等								
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場								
	ロ	(イ)以外の公衆浴場								
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場								
11		神社・寺院・教会の類								
12	イ	工場・作業場	6	3		9	5			5
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								
13	イ	自動車車庫・駐車場		1		1				
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
14		倉庫	8	1		9	2			2
15		前各項に該当しない事業場	6	1		7	8			8
16	イ	特定複合用途防火対象物								
	ロ	一般複合用途防火対象物		2		2				
長		屋	3			3	9			9
専		用 住 宅					6			6
そ		の 他		1		1				
合		計	26	12		38	46	1		47
通		知 書	94	3		97	220	2		222

建築同意町別件数

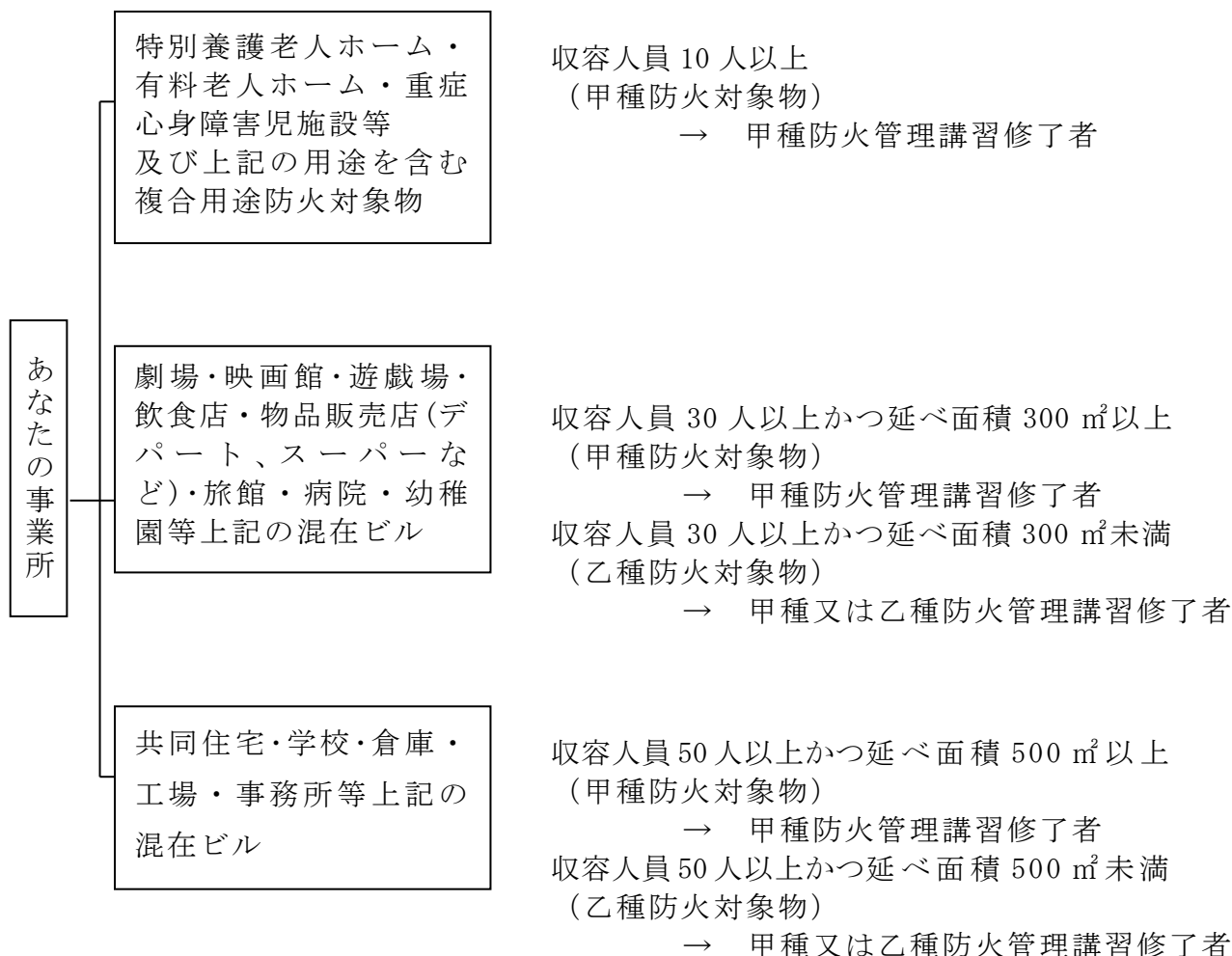
月別 町別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	大口町	2	1	3	1	6	3	3	7	1	3	4	4
扶桑町	4	4	3	2	4	5	3	7	6	5	3	1	47
計	6	5	6	3	10	8	6	14	7	8	7	5	85

町別4階以上防火対象物状況

階別 町別	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	合計
	大口町	68	17	5	3				
扶桑町	40	4	3	2		1		1	51
計	108	21	8	5		1		1	144

防火管理講習の区分

1 防火管理講習は甲種・乙種に区分され、事業所の用途・規模に応じて防火管理者を選任することになります。



2 講習の日程

○ 甲種防火管理講習 2日間 ○ 乙種防火管理講習 1日間

3 従前の資格

昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理講習が甲種と乙種に区分されましたが、昭和 62 年 3 月 31 日までに講習を受けられた方は、甲種防火管理講習の修了者とみなされます。

防火管理者を必要とする事業所数

(5. 4. 1)

用途別		町別	大口町		扶桑町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場			2	2
	ロ	公会堂・集会場	24	14	28	13
2	ロ	遊技場・ダンスホール	1	1	1	1
3	ロ	飲食店	21	20	32	25
4		百貨店・マーケット等	38	25	25	23
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1	1		
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	35	32	43	28
6	イ	病院・診療所・助産所	5	5	8	8
	ロ	老人福祉施設等	8	8	10	10
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	11	11	12	12
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	2	1	1
7		小・中・高等学校・各種学校	7	7	10	10
8		図書館・美術館・博物館等			1	1
11		神社・寺院・教会の類	6	3	7	6
12	イ	工場・作業場	33	33	10	10
14		倉庫	15	13		
15		前各項に該当しない事業場	6	6	15	9
16	イ	特定複合用途防火対象物	26	22	34	27
	ロ	一般複合用途防火対象物	2	2	4	4
合 計			241	205	243	190

防災管理者を必要とする事業所数

(5. 4. 1)

用途別		町別	大口町		扶桑町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
4		百貨店・マーケット等	1	1	1	1
12	イ	工場・作業場	5	5		
16	ロ	一般複合用途防火対象物	1	1		
合 計			7	7	1	1

消防用設備等検査状況

政 令 の 設 備		設 備 の 種 類	届出件数
消 防 の 用 に 供 する 設 備	消 火 設 備	消 火 器	36
		屋 内 消 火 栓 設 備	10
		スプリンクラー設備	3
		水 噴 霧 消 火 設 備	
		泡 消 火 設 備	
		二酸化炭素消火設備	
		ハロゲン化物消火設備	
		粉 末 消 火 設 備	4
		屋 外 消 火 栓 設 備	5
		動力消防ポンプ設備	1
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	41
		漏 電 火 災 警 報 器	
		消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備	1
		非 常 警 報 設 備	4
	避 難 設 備	避 難 器 具	3
誘 導 灯		31	
消 防 用 水			1
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備		
	連 結 送 水 管		1
合 計			141

消防法・火災予防条例届出件数

届 出 区 分	届 出 件 数
消防用設備等着工届	100
消防用設備等設置届	96
消防用設備等点検結果報告書届	628
防火・防災管理者選任（解任）届	90
消防計画（防火・防災）作成（変更）届	107
圧縮アセチレンガス・液化石油ガス貯蔵又は取扱い届	15
毒物、劇物貯蔵又は取扱い（廃止）届	
防火対象物使用開始届	32
かまど・炉・ボイラー・乾燥設備・火花を生ずる設備設置届	56
変電・発電・蓄電池設備設置届	18
ネオン管灯設備設置届	
水素ガスを充填する気球の設置届	
煙火打上げ・仕掛け届	1
催物開始届	7
水道断・減水届	7
道路工事届	275
少量危険物・指定可燃物貯蔵又は取扱い（廃止）届	30
り災証明願	15
防災物品使用届	2
合 計	1,479

